

経営事項審査について

愛知県都市・交通局
都市基盤部 都市総務課
建設業・不動産業室
令和6年11月

経営事項審査（経審）とは

国、地方公共団体などが発注する公共工事を直接請け負おうとする建設業許可業者が受けなければならない審査。

公共事業の発注者が作成する入札参加資格者名簿に記載を希望される方は、入札参加資格申請前までに経審を申請し、その結果通知書を受け取っていただかなければなりません。

○審査基準日

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

※新しい審査基準日を迎えると、一つ前の審査基準日で経審を受審することはできません。

（その他）

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

審査基準日

【多くの場合】

経審を申請する日の直前の事業年度の終了の日（直前の決算日）

【その他】

新設法人・・・法人設立日

新規に事業開始した個人事業主・・・創業の日

※その他、合併・事業譲渡等の場合、上記以外の日が審査基準日になる場合があります。

3月31日が決算日の法人の場合

R5.3.31
前回の
事業年度終了日

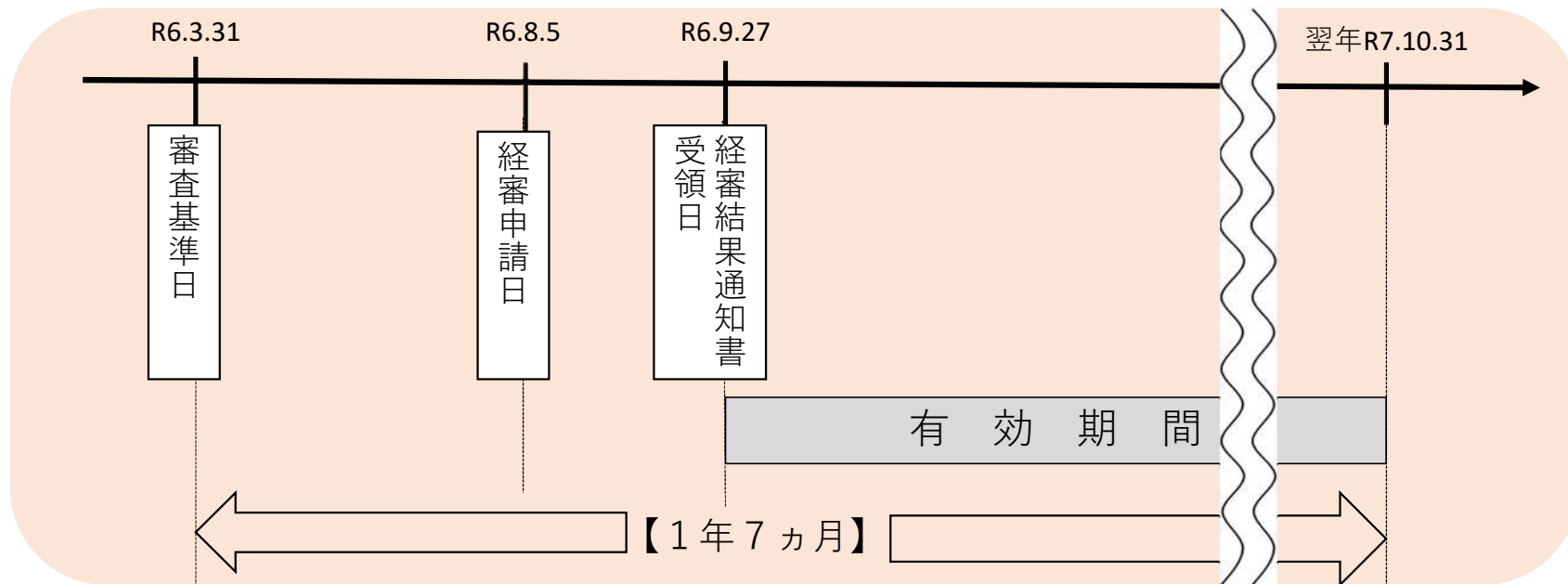
R6.3.31
直前の
事業年度終了日

R6.8.5
【経審申請日】

★審査基準日★

結果の有効期間

審査基準日から起算して1年7ヵ月後の日まで



(例)

審査基準日：令和6年3月31日 結果通知書受領日：令和6年9月27日

結果の有効期間：令和6年9月27日から令和7年10月31日まで

手続きの流れ・一般的な注意事項

■手続きの流れ

事業年度終了届提出後に
翌月经審の予約

経審当日
(指定された日程)

経審を受付した翌月末に
結果通知書発送

■経審の受審方法

① 対面審査

- ・予約した日時に直接会場までお越しください。（書類の事前提出は不要です）

② 郵送等による受付

- ・事前に管轄の事務所等へ申請書類、確認資料を郵送又は直接持ち込んでください。
(経審の予約票に記載されている提出期限必着)
- ・審査当日の来庁は不要です。
- ・補正等の連絡はFAXまたは電話で行いますので、審査当日は申請について補正に対応できるようにしてください。

③ 電子申請について

- ・詳細は後述

■一般的な注意事項

① 受付後、原則として内容の訂正等はありません

申請書の受付後は、申請者側の理由による訂正はできません。申請前に再度内容をご確認ください。ただし、申請月の月末までであれば、当該申請を取り下げることができます。

② 経審を申請するには、経審申請時に許可が必要です

経審を申請する業種は、申請時にその業種の許可がなければなりません。（※許可の有効期限にもご注意ください。）審査基準日時点で許可がなくても、経審申請時に許可のある業種であれば、経審を申請することができます。

③ 1 審査基準日 1 申請（原則）

原則、一つの審査基準日につき、経審の申請は一回のみとなっています。ただし、以下の場合については、再度同一審査基準日について経審を申請することができます。

（1）業種追加をし、その業種を審査対象業種とする場合

（2）未申請業種について審査対象業種とする場合（完成工事高の移行をする場合を除く）

※ただし、通知済みの前回申請業種の評点が変更されるような内容の申請、前回申請時に完成工事高の移行元だった業種についての再申請については認められません。

電子申請手続の開始について

◎令和5年1月から、建設業許可・経営事項審査電子申請システム（J C I P）による電子申請ができるようになりました。

J C I Pの概要については、国土交通省W e bサイトをご確認ください。システムの操作マニュアルも掲載されています。

(https://www.mlit.go.jp/tochi_fudousan_kensetsugyo/const/tochi_fudousan_kensetsugyo_const_tk1_000001_00019.html)



J C I Pを利用するためには、デジタル庁が所管するGビズIDの取得が必要です。

詳しくは、デジタル庁及びGビズIDのW e bサイトをご覧ください。

デジタル庁（<https://www.digital.go.jp/policies/gbizid/>）

GビズID（<https://gbiz-id.go.jp/top/>）



※ J C I P : Japan Construction Industry electronic application Portal

電子申請の注意事項について

○ＪＣＩＰでの提出方法について

システム内で作成する様式に加えて、予約票をお渡しする際に添付するチェックリスト、経営事項審査申請様式ダウンロードページからダウンロードできる提出票を添付ファイルとして提出してください。

○手数料の納付方法について

手数料は、ＪＣＩＰを経由したネットバンキングまたは、愛知県収入証紙による納付のいずれかを選択できます。

ＪＣＩＰによる申請を確認後、手数料納付指示をシステム上で行います。審査予約時に、手数料の納付期限をお示ししますので、期限内に納付してください。期限内に納付されないと審査が翌月となる可能性があります。

○電子申請時の留意事項

資料に不備等がある場合、ＪＣＩＰ上で補正指示を行います。
審査当日は補正に対応できるようにしてください。



建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況（W 1－10）について（令和 5 年 1 月 1 日改正）

- 建設キャリアアップシステム（C C U S）の活用状況について、以下のとおり加点対象となります。
※ C C U S : Construction Career Up System

審査対象工事 ①から③を除く審査基準日以前 1 年以内に発注者から**直接請け負った**建設工事

- ① 日本国内以外の工事
- ② 建設業法施行令で定める軽微な工事
- ③ 災害応急工事

該当措置 ①から③のすべてを実施している場合に加点

- ① C C U S 上での現場・契約情報の登録
- ② 建設工事に従事する者が直接入力によらない方法で C C U S 上に就業履歴を蓄積できる体制の整備
- ③ 経営事項審査申請時に様式第 6 号に掲げる誓約書の提出（愛知県様式第 1 2 号）

提出書類

- ・ CCUS上で事業者情報が登録されていることがわかるもの
(CCUSの帳票「3 - 1 事業者情報」等)
- ・ 建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書及び情報共有に関する同意書（愛知県様式12号）

10 帳票「3-1 事業者情報」の出力手順

■自社の「事業者情報」を帳票出力する場合

1. 事業者ポータル画面のメニューから、「510_閲覧」→「10_自社情報」を選択します。「所属事業者情報の閲覧」画面が表示されます。「帳票出力」ボタンをクリックします(以下、11 ページ「帳票と安全書類出力基本操作」参照)。
※ CSV ファイルを出力する場合は、「CSV 出力」ボタンをクリックします。

第8章 24

出典：一般財団法人建設業振興基金
建設キャリアアップシステム現場運用マニュアル

建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した旨の誓約書
及び
情報共有に関する同意書

令和5年9月1日から 令和6年8月31日までの期間について、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施したことを誓約します。

また、建設業法第27条の2第1項に定める都道府県知事、国土交通省及び一般財団法人建設業振興基金との間において、上記の内容を確認する目的での情報共有を行うことに同意します。

地方整備局長
北海道開発局長
愛知県知事 殿

年 月 日

建設キャリアアップシステム事業者ID

1 2 3 4 5 6 7 8 9 8 7 6 5 4

住所 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

商号又は氏名 愛知建設工業（株）

代表者氏名 代表取締役 愛知 太郎

申請区分（1. 全ての建設工事、2. 全ての公共工事）

科 目		件 数	
措置実施工事		15	件
措置未実施工事	軽微な工事	10	件
	災害応急対策	10	件
合 計		35	件

記載事項

- 審査基準日が令和5年8月14日以降の申請に適用されます。
- 国内で請け負った元請工事について、件数を記入します。
海外での工事及び下請工事は対象となりません。
- 申請区分は項番54に記載した内容と同じ番号に○をつけます。
- 措置実施対象外となる工事（「軽微な工事」「災害応急対策」）でも当該措置を実施した場合は「措置実施工事」に件数を計上してください。
- 「軽微な工事」「災害応急対策」の概要については記載要領5、6をご確認ください。

- 「措置実施工事」とは、建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置を実施した建設工事又は公共工事という。軽微な工事等においても、当該措置を実施した場合は、「措置実施工事」に含むものとする。
- 「軽微な工事」とは、建設業法施工令第1条の2第二項に掲げる建設工事という。
- 「災害応急対策」とは、防災協定に基づき行う災害応急対策若しくは既に締結されている建設工事の請負契約において当該請負契約の発注者の指示に基づき行う災害応急対策という。

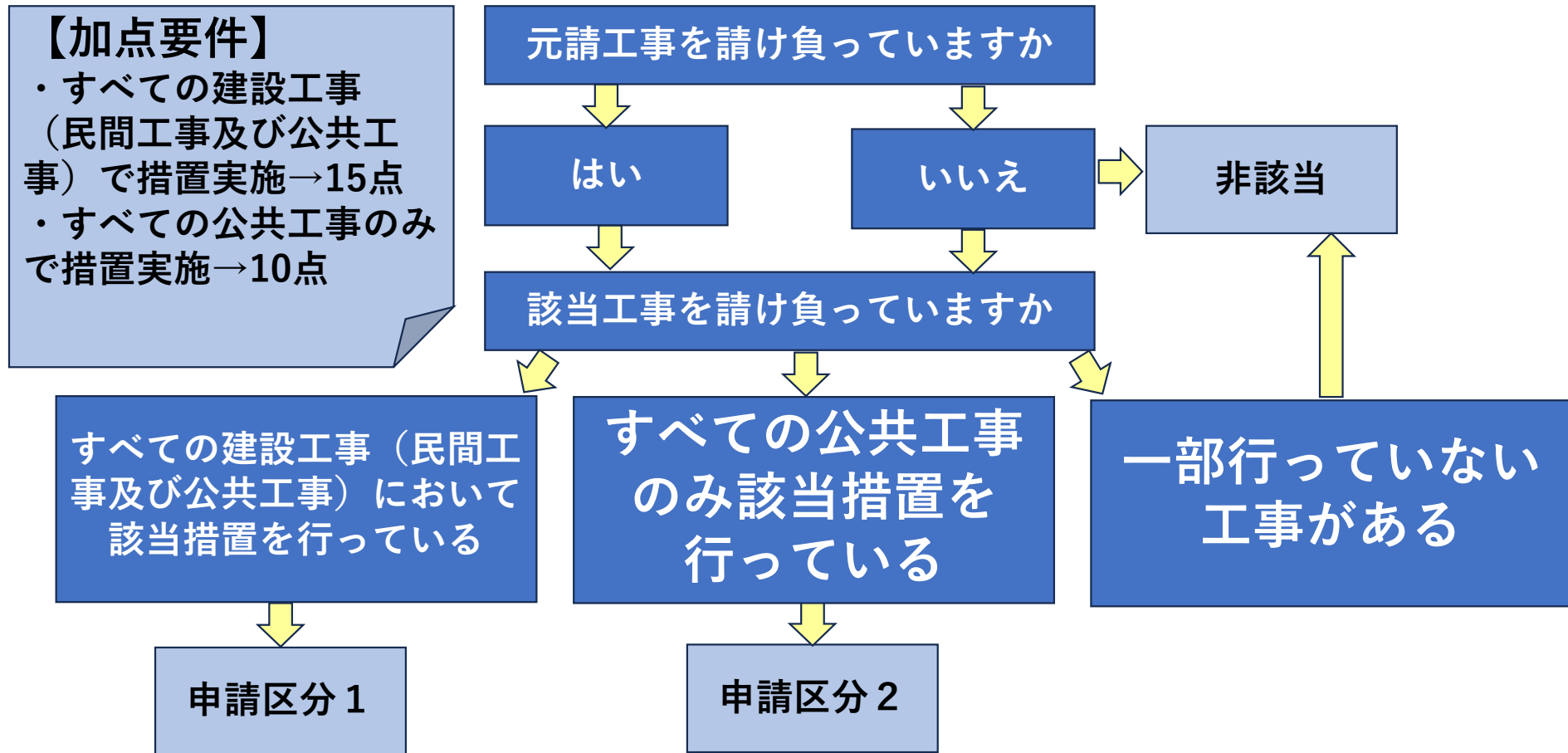
提出前に下記の注意点を確認してください。

・国内で請け負った**元請工事**についての件数を記入します。軽微な工事（500万未満の工事）のみ行っている方や、下請工事のみ行っている方は当てはまりません。

・申請区分1であっても、2であっても全ての工事で措置を実施している必要があります。
※一部の工事については、行っていない場合は、申請できません。

措置実施工事件数が0件の方は
この様式12を提出する必要はありません。

参考：フローチャート



参考：令和5年1月1日改正の主な変更点について

① ワーク・ライフ・バランス（WLB）に関する取組の状況（W1－9）の新設

「女性活躍推進法に基づく認定」、「次世代法に基づく認定」及び「若者雇用促進法に基づく認定」について、審査基準日における各認定の取得をもって評価されます。

認定の区分	
女性活躍推進法に基づく認定	プラチナえるぼし
	えるぼし（第3段階）
	えるぼし（第2段階）
	えるぼし（第1段階）
次世代法に基づく認定	プラチナくるみん
	くるみん
	トライくるみん
若者雇用促進法に基づく認定	ユースエール

※取得している認定のうち最も配点の高いものを評価

② W 1－10の新設に伴う総合評定値算出係数の改正

令和5年8月14日以降を審査基準日とするW 1－10が追加された申請に関して、総合評定値算出に係る係数が以下のとおり変更となります。

改正前	改正後（審査基準日が 令和5年8月14日以降）
1 9 0 0 / 2 0 0	1 7 5 0 / 2 0 0

※令和5年1月以降も審査基準日が令和5年8月14日以前であれば改正前の換算式が適用されます。

（参考）改正前のP点（総合点）への換算式

（W）＝W点項目ごとの合計点数×係数 1 9 0 0 / 2 0 0 …改正前係数

（P）＝（X1）×0.25＋（X2）×0.15＋（Y）×0.20＋（Z）×0.25＋（W）×0.15

③ 建設機械の保有状況（W 7）の改正

建設機械の加対象建設機械について、以下のとおり対象となる機械が追加されます。

法令根拠	機種	検査方法
道路運送車両法	ダンプ （土砂の運搬が可能な全てのダンプ） 「ダンプ」「ダンプフルトレーラ」「ダンプセミトレーラ」	自動車検査
安衛法施行令	締固め用機械 （ロードローラー、タイヤローラー、振動ローラー）	特定自主検査
	解体用機械 （ブレーカ、鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）	
	高所作業車 （作業床の高さ 2 m 以上）	

④ 国又は国際標準化機構が定めた規格による認証又は登録の有無（W 8）に係る改正

環境省が定める「エコアクション 2.1」の認証取得状況が新たに加対象に追加されました。

技術職員の資格追加及び加点对象業種の拡大について (令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請が対象)

建設業法施行規則が改正され、一般建設業許可の専任技術者の要件の緩和が行われました。
これにより、1級の第1次検定合格者を大学指定学科卒業者、2級の第1次検定合格者を高校指定学科卒業者と同等とみなすこととなりました。

経審の技術職員についても資格追加及び加点对象業種が拡大されました。

令和5年7月1日以降に審査基準日を迎える申請が対象となります。

(詳しくは愛知県都市総務課建設業・不動産業室のWebページをご覧ください。)

〈機械器具設置工事業における例（改正前後の比較）※〉

実務経験で技術職員の要件を満たすためには

(改正前) 建築学、機械工学、電気工学に関する学科（指定学科）の 卒業者以外は10年の実務経験が必要



(改正後) 指定学科の卒業者以外であっても、建築・電気工事・管工事施工管理技術検定（第一次検定）の合格により、合格後3年（1級）又は5年（2級）に短縮可能

別表(四) 技術者有資格区分コード及び業種別技術者点数

			業 種 コー ド																													
資格区分	有資格区分コード 資格名等	資格取得後必要な実務経験	01 土	02 建	03 大	04 左	05 と	06 石	07 屋	08 電	09 管	10 夕	11 鋼	12 筋	13 舗	14 しゅ	15 舗	16 ガ	17 塗	18 防	19 内	20 機	21 絶	22 通	23 園	24 井	25 具	26 水	27 消	28 清	29 解	
	001 法第7条第2号イ該当	高等学校若しくは中等教育学校(所定学科)卒業後5年以上、大学若しくは高等専門学校(所定学科)卒業又は専門職大学前期課程(所定学科)修了後3年以上の実務経験を有する方 (所定学科についてはP68参照) 経験を有する業種に1点																														
	002 法第7条第2号ロ該当	10年以上の実務経験を有する方 経験を有する業種に1点																														
	003 法第15条第2号ハ該当(同号イと同等以上)	国土交通大臣(旧建設大臣)により同号イと同等以上と認められた方 認定された業種に1点																														
	004 法第15条第2号ハ該当(同号ロと同等以上)	国土交通大臣(旧建設大臣)により同号ロと同等以上と認められた方 認定された業種に1点																														
	005 監理技術者補佐	監理技術者を補佐する資格を有する方(主任技術者となる資格を有し、一級技士補である者 等) 監理技術者補佐となる業種に4点																														
	111 一級建設機械施工技士		5					5							5																	
	212 二級建設機械施工技士(第1種～第6種)		2					2							2																	
	一級土木施工管理技士		5			5	5					5		5	5			5										5				※
	113 一級土木施工管理技士補	令和5年7月1日以前を審査基準日とする申請が対象	3年			1			1			1	1							1				1			1			1		1
	214 二級土木施工管理技士	令和5年7月1日以前を審査基準日とする申請が対象	2			2	2					2		2	2					1	1		1				1	1		1		※1

例 有資格区分113、一級土木施工管理技士の場合

以前→記載できる業種コードは土、と、石、鋼、舗、しゅ、塗、水、解のみでした※点数は5点

現在→上記の業種に加え、左、屋、夕、筋、防、絶、井、清も記載できるようになりました

※ただし点数は1点、資格取得後3年の実務経験が必要

技術職員名簿におけるよくある間違い

(用紙A4)

2 0 0 0 5

技 術 職 員 名 簿

項 番 3 5
数 8 1 0 0 1 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査 基準日 現在の 満年齢	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	業種 コード	有資格 区分 コード	講習 受講	監理技術者資格者証 交付番号	CPD単位 取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2 0 9 2 3 0 2	0 9 1 7 6 1					00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2 1 2 1 2 1							
3			年 月 日		8 2							

- ・ 項番16で選択（申請）していない業種は記載不可（＝申請業種以外の業種については、資格を有していても、記載できません。）
- ・ 1つの業種について、2つの資格を申請することはできません。

技術職員名簿におけるよくある質問

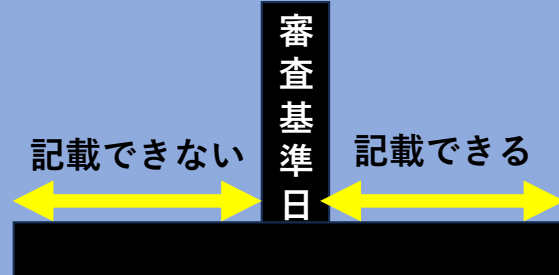
(用紙A4)
20005

技 術 職 員 名 簿

項 番
数 81001 頁

通番	新規掲載者	氏 名	生 年 月 日	審査基準日現在の満年齢	業種コード	有資格区分コード	講習受講	業種コード	有資格区分コード	講習受講	監理技術者資格者証交付番号	CPD単位取得数
1		愛知 一郎	平成4 年 5 月 3 日	31	8 2	0 9 2 3 0	2	0 9	1 7 6	1	00000000685	
2		豊田 二男	昭和62 年 10 月 6 日	36	8 2	0 1 2 1 2	1					
3			年 月 日		8 2							

退職者の取り扱いについて
・審査基準日当日に退職した方も記載できる
(審査基準日以後に退職した方も記載できる)



講習受講について、1（あり）とできるのは、以下の要件を満たす場合

- ①1級の資格を有し
- ②審査基準日時点で有効な監理技術者資格者証の交付があり
- ③講習の有効期間が切れていないこと

参考：監理技術者の経審上加点可能な期間

講習修了した日が審査基準日より前の日付
かつ審査基準日が講習修了した日の属する年の翌年から5年以内
含まれていること



法定外労災証明書について

愛知県知事(般・特一〇〇) 第〇〇〇〇〇〇号

愛知県知事許可業者 経営事項審査用
法定外労働災害補償制度加入証明書

保 険 種 別 労働災害総合保険

保 険 契 約 者 (被保険者) (商号または名称) (所在地) (保険契約者が被保険者と異なるときは項目を分け併記すること)

保 険 証 券 番 号

保 険 金 額 (障害等級 8 級以下についても補償される場合は欄を設けて記入すること。補償額が同額の等級は欄を一つにしてもよい。)

障害区分	業務上災害補償額	通勤災害補償額
死亡	万円	万円
障害等級 1 級	万円	万円
障害等級 2 級	万円	万円
障害等級 3 級	万円	万円
障害等級 4 級	万円	万円
障害等級 5 級	万円	万円
障害等級 6 級	万円	万円
障害等級 7 級	万円	万円

保 険 期 間 年 月 日から 年 月 日まで 年間 ← 保険期間に審査基準日が含まれていなければいけません。

保 険 対 象 工 事 共同企業体及び海外工事を除く全工事

被保険者の範囲 直接の使用関係にある職員及び下請負人(数次の請負による場合にあっては下請負人のすべて)の直接の使用関係にある職員のすべて

補 償 の 範 囲 ○業務災害及び通勤災害
○死亡及び障害等級 1 級から第 7 級までに係る障害のすべて

建設業法第 27 条の 23 に規定される経営事項審査の資料とするため、裏面詳細も含め、上記の通り加入していることを証明します。また、証明内容について貴職から問い合わせがあれば応じることを約束します。

令和 年 月 日

(証明者) (所 在 地)
(名 称)
(職、氏名)

この証明書についての問い合わせ先

証明者側整理欄 (保険会社側の整理のために利用してください)

- 従来からの保険会社からの証明書（左記証明書）もしくは保険証券の写しを提出してください。
- 保険証券を提出書類とする場合は、手引き72頁記載の要件該当箇所を付箋を貼り、マーカー等を引いてください。
- 証明日については、審査基準日以前以後は問いませんが、保険期間に審査基準日が含まれるようにしてください。

C P D単位取得数、技能レベル向上者数の評価対象となる 技術者、技能者について

① 評価の対象者

- ・ CPD単位取得数 → 「技術者」
- ・ 技能レベル向上者数 → 「技能者」
- ・ 【参考】技術力の評価（Z点）「工事種類別技術職員数」 → 「技術職員」

※それぞれ、対象になる範囲が異なるため、注意が必要です。

② 技術者、技能者等の具体的な判断方法について

・ 技術職員について

→ 経審を受ける業種について、所定の資格や実務経験がある方。

・ 技術者について

- (1)建設業許可における、専任技術者になれる資格や実務経験を有すること
(2)1級もしくは2級の技士補

(1)、(2)のいずれかに該当すれば技術者となります。

技術者については、経審を受審する業種の資格であるかは問いません。

経審を受けない業種の資格のみ持っている方についても、技術者となります。

・技能者について

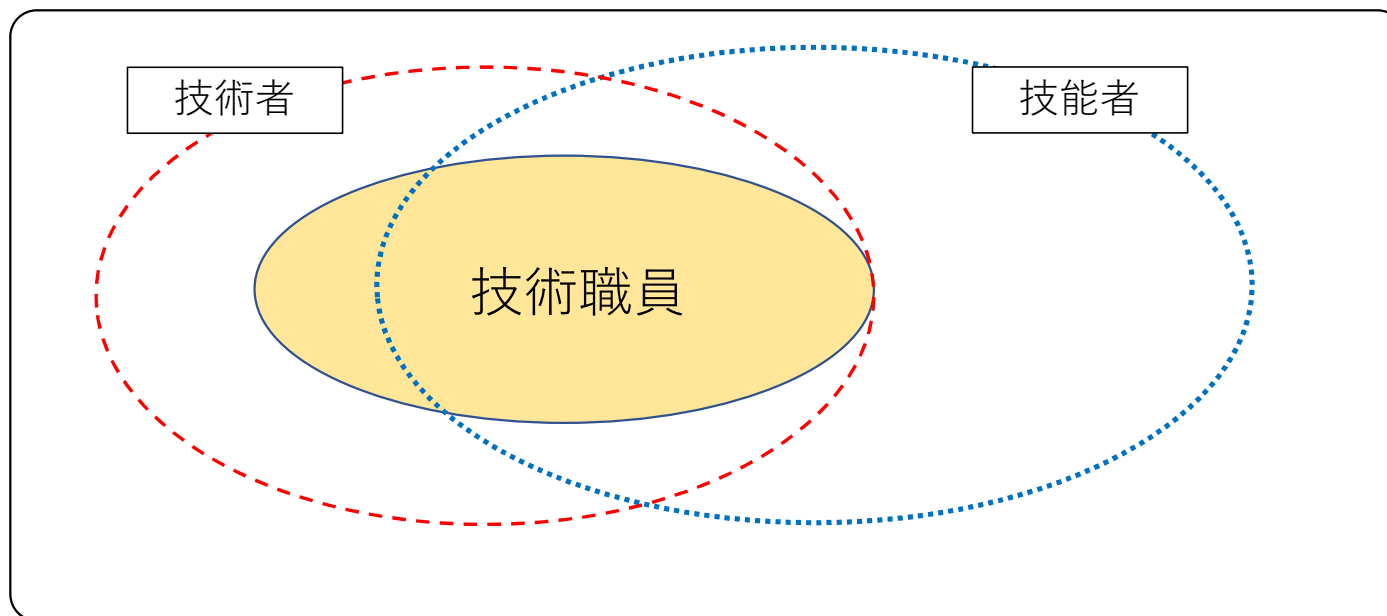
→施工体制台帳の作業員名簿に記載されており、施工管理のみに従事した者以外の方。

実際に施工体制台帳を作成した工事以外でも、仮に施工体制台帳を作成した場合に、作業員名簿に記載される方は技能者です。

言い換えると、現場で実際に作業に従事する方が技能者となります。

実務経験年数や資格の有無にかかわらず、現場に出ていれば技能者です。

③ 技術者、技能者等の関係性



④CPD単位取得数について

審査基準日以前1年間における技術者1人あたりが取得したCPD（Continuing Professional Development：技術者の継続教育）単位数の合計

CPD認定団体	数値	CPD認定団体	数値
(公社) 空気調和・衛生工学会	50	(公社) 日本建築士会連合会	12
(一財) 建設業振興基金	12	(公社) 日本造園学会	50
(一社) 建設コンサルタント協会	50	(公社) 日本都市計画学会	50
(一社) 交通工学研究会	50	(公社) 農業農村工学会	50
(公社) 地盤工学会	50	(一社) 日本建築士事務所協会連合会	12
(公社) 森林・自然環境技術者教育研究センター	20	(公社) 建築家協会	12
(公社) 全国上下水道コンサルタント協会	50	(一社) 日本建設業連合会	12
(一社) 全国測量設計業協会連合会	20	(一社) 日本建築学会	12
(一社) 全国土木施工管理技士会連合会	20	(一社) 建築設備技術者協会	12
(一社) 全日本建設技術協会	25	(一社) 電気設備学会	12
土質・地質技術者生涯学習協議会	50	(一社) 日本設備設計事務所協会	12
(公社) 土木学会	50	(公財) 建築技術教育普及センター	12
(一社) 日本環境アセスメント協会	50	(一社) 日本建築構造技術者協会	12
(公社) 日本技士会	50		

・各技術者のCPD単位取得数算出方法

$$\left(\text{① CPD認定団体に取得を認定された単位数} \right) \div \left(\text{②CPD認定団体毎に表の右欄に掲げる数値} \right) \times 30$$

※参考 公益社団法人空気調和・衛生工学会から35単位認定されている場合

$$35 \div 50 \times 30 = \underline{21\text{単位}}$$

⑤技能レベル向上者数について

・技能レベルとは

建設キャリアアップシステムに登録した技能者の方が、認定能力評価基準による評価を受けることによって付与されるもの。

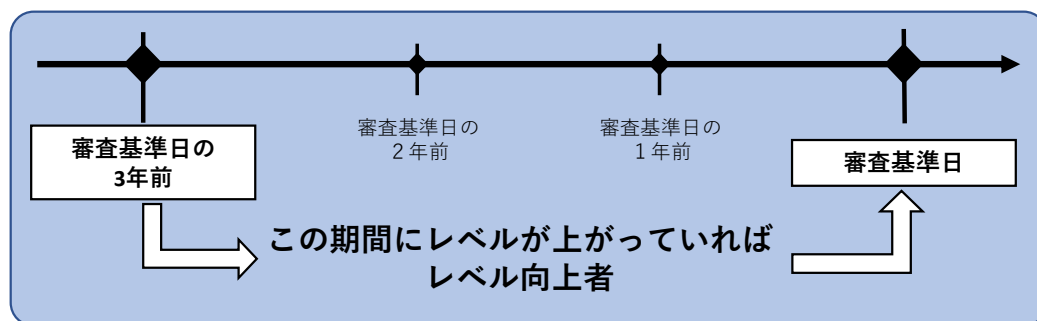
・どのような場合に技能レベル向上者になるか（図Ⅰ）

審査基準日の3年前と比較して、技能レベルが向上しているかで判断します。

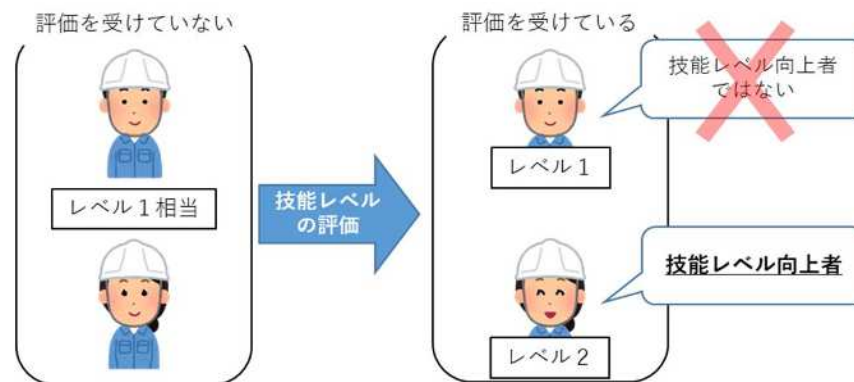
・技能レベル向上者の判断の注意点（図Ⅱ）

技能レベルの評価を受けていない方はレベル1として扱われます。

（図Ⅰ）



（図Ⅱ）



経営事項審査申請等の手引および申請書類の入手方法について

The screenshot shows the Aichi Prefectural Government website. The main heading is '経営様式ダウンロード' (Download Application Forms). Below it, there is a breadcrumb trail: ホーム > 目録からさがす > 都市総務課 > 経営様式ダウンロード. The page ID is 0373620, and it was last updated on 2023年8月24日. The page content includes a 'はじめに' (Introduction) section with two bullet points: '令和5年1月1日から審査基準が改正され、別紙3及び様式9の改正があります。最新の手引き（令和5年4月版）及び様式をご確認ください。' and '令和3年4月1日から審査基準が改正され、提出書類として様式10及び様式11が追加されています。' Below this, there is a section titled '1. 経営事項審査申請等の手引' (Guidelines for Business Item Review Application, etc.). Under this section, there is a link to '経営事項審査申請等の手引【愛知県知事許可業務用】令和5年4月版' (PDFファイル/2.35MB).

愛知県の都市総務課建設業・不動産業室のWebページからダウンロードできます。

(<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshisomu/dl-page-keishin.html>)

